



金 沢 市 公 報

第 2 8 4 2 号

平成27年(2015年)9月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○開発行為に関する工事の完了について	
●告 示		(建築指導課)	2
○地域総合整備資金の貸付金に係る徴収事務の委託について	(財 政 課) 1	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて	(農業委員会事務局) 2
●公 告		●監査公表	
○金沢農業振興地域整備計画の変更について	(農業振興課) 1	○監査公表(第13号)	(監査事務局) 2

告 示

●金沢市告示第292号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、地域総合整備資金の貸付金に係る徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項及び金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第53条第3項の規定により告示します。

平成27年9月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 委託した法人の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称及び代表者の氏名	事務所の所在地
一般財団法人 地域総合整備財団 理事長 柚木 憲一	東京都千代田区平河町2丁目5番6号

2 委託した事務

地域総合整備資金の貸付金に係る徴収事務

3 委託した期間

平成27年8月11日から貸付金に係る償還が終了する日まで

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成27年9月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成27年9月1日から同月30日まで

- (2) 場所
 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課
- 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間
- (1) 申出先
 金沢市農林局農業振興課
- (2) 申出方法
 書面により持参又は郵送
- (3) 申出期間
 平成27年10月1日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）
- 3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間
- (1) 提出先
 金沢市農林局農業振興課
- (2) 提出方法
 持参又は郵送
- (3) 提出期間
 平成27年9月1日から同月30日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成27年9月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市米泉町3丁目97番1から97番5まで及び98番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市藤江北1丁目380番地 株式会社マスターズ 代表取締役 地渡 政彦	道路 金沢市米泉町3丁目97番5及び98番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成27年9月1日

金沢市長 山 野 之 義

監 査 公 表

●金沢市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年9月1日

金沢市監査委員 西 村 賢 了
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 田 中 展 郎
 金沢市監査委員 松 井 純 一

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成27年8月17日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局こども政策推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成25年8月21日（平成25年監査公表第13号）

(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
公有財産の管理について 消防用設備等の保守・管理や建築物等の劣化状況等の定期点検について、一部の文化施設、保育所及び小中学校において点検時の不備が1年以上放置されているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。	矢木保育所において指摘のあった不備事項については、補修工事を行うなど必要な措置を講じた。今後、施設の適正な管理に努めていく。

◎正 誤

○平成27年5月21日付け金沢市公報第2832号

頁	箇所	誤	正
10	上から9行目	金沢市公営企業告示第25号	金沢市公営企業告示第13号

平成27年(2015年)9月1日 印刷
平成27年(2015年)9月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄